# 契約書別紙兼重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

# 1 指定訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社D.pods
代表者氏名	代表取締役 中村 大地
本社所在地	東京都世田谷区代田1-32-2
(連絡先および電話番号など)	電話番号:03-6450-7608 FAX番号:03-6450-7609
法人設立年月日	令和7年3月10日

## 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

## (1) 事業所の所在地など

事業所名称	@コレモ訪問介護
介護保険指定事業所番号	1371217744
事業所所在地	東京都世田谷区上馬1-33-16-301
連絡先 相談担当者名	電話番号:03-6450-7608 FAX番号:03-6450-7609 管理者 堀川 順代
事業所の通常の 事業の実施地域	世田谷区

# (2) 事業の目的および運営の方針

	株式会社D.podsが運営する@コレモ訪問介護では、要介護高齢者
事業の目的	に対して適正な訪問介護を提供するため、人員や管理運営に関する事
	項を定め、事業を適正に運営することを目的としている。
	事業所の訪問介護員は、利用者の心身の状態や環境に応じて、自立し
運営の方針	た生活ができるように入浴・排泄・食事などの支援を行なう。また、
(単四の万里)	サービス提供にあたっては、自治体や地域の関係機関と連携し、総合
	的な支援に努める。

# (3) 事業所窓口の営業日および営業時間・サービス提供可能な日と時間帯

営業日 サービス提供日	月〜金曜日(但し、祝日および12月31日〜1月3日までを除く)
営業時間 サービス提供時間	9:00~18:00

# (4)事業所の職員体制

管理者	堀川 順代
職務内容	事業所の従業者および業務の管理を一元的に行ない、当該事業所の従業
46001 3 72	者に法令などの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行ないます。

職	職務内容	人員数
サービス提供責任者	サービス提供責任は、指定訪問介護において利用申込みに関する調整を行ない、訪問介護計画を作成・説明し、利用者の同意を得た上で計画を交付します。サービスの実施状況や利用者の状態を定期的に把握し、必要に応じて計画の見直しを行ないます。また、訪問介護員に対して具体的な援助目標や内容を指示し、業務の実施状況やサービスの質を適切に管理・指導します。さらに、居宅介護支援事業者との連携を図るとともに、訪問介護員の能力や希望に応じた業務管理や研修・技術指導を行ない、サービス全体の質の向上に努めます。	常勤(専従) 2名 常勤(兼務) 1名 管理者と兼務
訪問介護員	訪問介護員は、訪問介護計画に基づき、利用者の日常生活に必要な介護サービスを適切な技術で提供します。また、サービス提供責任者による研修や技術指導を受けて介護技術の向上に努め、サービス提供後は利用者の心身の状況をサービス提供責任者へ報告し、必要な情報の共有を図ります。	常勤(専従) 0名 常勤(兼務) 3名 サービス提供責任者と兼務 非常勤(専従)0名 非常勤(兼務)0名

# 3 提供するサービスの内容について

# (1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問介護計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画 (ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況などのアセ スメントを行ない、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を 定めた訪問介護計画を作成します。
身体介護	利用者の食事介助、入浴介助、排泄介助、調理、更衣介助、身体 整容、体位変換、移動・移乗介助、服薬介助、起床・就寝介助

自立生活支援のための 見守り的援助	利用者の自立支援を重視し、安全に配慮しながら、調理・入浴・更衣・排泄・移動・外出・掃除・洗濯などの日常生活動作を共に行ないます。見守りや声かけを基本とし、必要に応じて介助を行ない、転倒防止や体調確認に努めながら、利用者ができる限り自ら行なえるよう支援します。
生活援助	利用者の日常生活に必要な物品の買い物、食事の用意、居室の掃除や整理整頓、衣類などの洗濯を行ないます。

# (2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行ないません。

- 1. 医療行為
- 2. 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 3. 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 4. 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 5. 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- 6. 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 7. 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者などの生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- 8. その他利用者又は家族などに対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

- ◇ 保険給付として不適切な事例への対応について
  - (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
    - 1. 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行なうことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室など以外の掃除
- ・ 来客の応接(お茶、食事の手配など)
- ・ 自家用車の洗車・清掃 など
- 2. 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩などペットの世話 など

### 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具などの移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定などの園芸
- 正月、節句などのために特別な手間をかけて行なう調理など
- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市区町村に 連絡した上で、ご希望内容に応じて、市区町村が実施する生活援助訪問事業、生活移動支援事 業、通院など移動支援事業、配食サービスなどの生活支援サービスなどの活用のための助言を 行ないます。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行ないます。
- 4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)…**料金表は別表を参照** 費用の請求および支払い方法について
- 1. 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場 合)、その他の費用の請 求方法など
- ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合) およびその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し 利用月ごとの合計金額により請求いたします。
- イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の 翌月20日頃に利用者あてにお届け(郵送)します。

2. 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場 合)、その他の費用の支 払い方法など

- ア サービス提供の毎月お渡しするサービス提供記録の 利用者控えと内容を照合のうえ、下記のいずれかの 方法によりお支払い下さい。
  - (ア)事業者指定口座への振り込み…翌月末まで
  - (イ)利用者指定口座からの自動振替
  - (ウ)現金支払い…翌月末まで
- イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何に よらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されます ようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要 となることがあります。)
- \* 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)およびその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から10日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。
- 5 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は(1kmにつき15円)請求いたします。			
	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。			
② キャンセル料	サービス前日までの 営業時間内の場合	キャンセル料は不要です。		
	サービス当日のご連絡および ご連絡のない場合	1 提供当たりの料金の 10割分を請求いたします。		
*ただし、利用者の	病状の急変や急な入院などの場合に(	は、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供に当たり必要となる利用者の 居宅で使用する電気、ガス、水道の費用		利用者の別途負担となります。		
④ 通院・外出介助における訪問介護員などの公共交 通機関などの交通費		実費相当を請求いたします。		

#### 7 サービスの提供にあたって

- 1. サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定 の有無および要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更が あった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- 2. 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行ないます。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていないなどの場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行ないます。
- 3. 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者および家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容などを記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行ない、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認い

ただくようお願いします。

- 4. サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問介護計画」は、利用者などの心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- 5. 訪問介護員などに対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないます。実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。
- 6. 担当する訪問介護員などの変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行ないますが、当事業所の人員体制などによりご希望にそえない場合もありますことを予め ご了承ください。
- 7. 交通状況や前のサービスの状況などにより、予定された訪問時間より**10**分程度遅れる場合がございます。予めご了承いただきますようお願いいたします。
- 8 虐待の防止について

事業者は、利用者などの人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する担当者を選定しています。

#### 虐待防止に関する担当者

管理者 堀川 順代

- 2. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に 周知徹底を図っています。
- 3. 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 4. 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 5. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人など) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に 通報します。

## 9 身体的拘束などについて

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束などを行ないません。ただし、自傷他害などのおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束などを行なうことがあります。その場合は、態様および時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

1. 切迫性・・・・・直ちに身体的拘束などを行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に 危険が及ぶことが考えられる場合。

また事業者として、身体的拘束などをなくしていくための取り組みを積極的に行ないます。

- 2. 非代替性・・・・身体的拘束など以外に、代替する介護方法がない場合。
- 3. 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束などを解く場合。

#### 10 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者が保有する利用者およびそのご家族に関する個人情報については、正当な理由なく 第三者には漏らしません。利用者およびその家族の個人情報利用については、解決すべき問題 や課題などを情報共有する必要がある場合、および以下の場合に用いらせていただきます。

- 1. 適切なサービスを円滑に行なうために、連携が必要な場合の情報共有のため
- 2. サービス提供にかかる請求業務などの事務手続き
- 3. サービス利用にかかわる管理運営のため
- 4. 緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- 5. ご家族および後見人などへの報告のため
- 6. 事業者のサービスの維持・改善にかかる資料のため
- 7. 事業者の職員研修などにおける資料のため
- 8. 法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- 9. 損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- 10. 特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用します

# 11 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行なうなどの必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。※別紙参照(緊急事態に対応するためのカード)

### 12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者などに連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償	保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
責任保険	補償の概要	福祉事業者総合賠償責任保険

#### 13 身分証携行義務

訪問介護員などは、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者又は利用者の家族から提示を

求められた時は、いつでも身分証を提示します。

# 14 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議などを通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況などの把握に努めるものとします。

## 15 居宅介護支援事業者などとの連携

- (1) 指定訪問介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者および保健医療サービス又は福祉サービスの 提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

### 16 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容および利用料などを、サービス提供 の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控え を利用者に交付します。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行なうこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求する ことができます。

#### 17 衛生管理など

- (1) 訪問介護員などの清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行ないます。
- (2) 事業所の設備および備品などについて、衛生的な管理に努めます。
- (3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ②事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的に実施します。

## 18 業務継続計画の策定などについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に 実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画) を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

# 19 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制および手順
  - 1. 提供した指定訪問介護に係る利用者およびその家族からの相談および苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【相談、苦情の窓口】のとおり)
  - 2. 相談および苦情に円滑かつ適切に対応するための体制および手順は以下のとおりとします。
- (2) 相談、苦情の窓口

事業所	@コレモ訪問介護 管理者 堀川 順代	電話番号: 03-6450-7608 FAX番号: 03-6450-7609 受付時間: 月〜金曜日 9:00〜18:00 (但し、祝日および12月31日〜1月3日までを除く)
世田谷区保健福祉サービス苦情審査会事務局		電話番号:03-5432-2605 FAX番号:03-5432-3017
東京都国民健康保険団体連合会		電話番号:03-6238-0177

## 料金表

提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について \*地域区分別の単価(1級地 11.40円)

身体介護						
区分		基本単位	利用料(10割)	利用者負担額		
	[四]			1割負担	2割負担	3割負担
	昼間	163	1,858円	186円	372円	558円
20分未満	早朝/夜間	204	2,325円	233円	465円	698円
	深夜	245	2,793円	280円	559円	838円
	昼間	244	2,781円	279円	557円	835円
20分以上 30分未満	早朝/夜間	305	3,477円	348円	696円	1,044円
00/37/1///3	深夜	366	4,172円	418円	835円	1,252円
	昼間	387	4,411円	442円	883円	1,324円
30分以上 1時間未満	早朝/夜間	484	5,517円	552円	1,104円	1,656円
	深夜	581	6,623円	663円	1,325円	1,987円
-1	昼間	567	6,463円	647円	1,293円	1,939円
1時間以上 1時間30分未満	早朝/夜間	709	8,082円	809円	1,617円	2,425円
31-300>3 >1 (///-3	深夜	851	9,701円	971円	1,941円	2,911円
1時間30分以上	昼間	82	934円	94円	187円	281円
30分増すごと	早朝/夜間	103	1,174円	118円	235円	353円
に	深夜	123	1,402円	141円	281円	421円

生活援助							
区分		基本単位	利用料 (10割)	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
20分以上 45分未満	昼間	179	2,040円	204円	408円	612円	
	早朝/夜間	224	2,553円	256円	511円	766円	
	深夜	269	3,066円	307円	614円	920円	
45分以上	昼間	220	2,508円	251円	502円	753円	
	早朝/夜間	275	3,135円	314円	627円	941円	
	深夜	330	3,762円	377円	753円	1,129円	

- \* サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画および訪問介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行なうとともに訪問介護計画の見直しを行ないます。
- \* 利用者の心身の状況などにより、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。

- \* 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となり、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物などに50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。
- \* 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。
- \* 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未 策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の99/ 100となります。

## 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

和空	基本単位	利用料(10割)	利用者負担額			な中ロ***・12
加算			1割負担	2割負担	3割負担	算定回数など
初回加算	200	2,280	228	456	684	初回利用のみ1月につき
生活機能向上連携加算(I)	100	1,140	114	228	342	初回のみ1月につき
生活機能向上連携加算(II)	200	2,280	228	456	684	1月につき(原則3月を限度)
認知症専門ケア加算(I)	3	34	4	7	11	1日につき
認知症専門ケア加算(II)	4	45	5	9	14	1日につき

- \* 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族などからの要請を受けて、サービス提供責任者が介護 支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員などが居宅サービ ス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。
- \* 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同 月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行なう場合又は他の訪問介護員などが指定 訪問介護を行なう際に同行訪問した場合に加算します。
- \* 生活機能向上連携加算(I) は、指定訪問リハビリテーション事業所などの理学療法士などの助言 に基づいて、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、それに基づく指定訪問介護を 提供した初回の月に限り算定します。その翌月および翌々月は算定しません。
  - 3月経過後、目標の達成度合いについて医師、理学療法士などに報告した上で再度助言に基づいて 訪問介護計画を見直した場合にも算定します。

生活機能向上連携加算(II) は、指定訪問リハビリテーション事業所などの理学療法士などが利用者の居宅に訪問する際にサービス提供責任者が同行するなどにより、理学療法士などとサービス提供責任者が共同して利用者の身体の状況などの評価を行ない、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成します。当該計画に基づいた指定訪問介護を行った日の属する月以降3月を限度として算定します。3月を越えて算定する場合には、再度理学療法士などとの評価を行ない、訪問介護計画を見直します。

※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の 利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

## 22 重要事項説明の年月日

重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日	
---------------	----	---	---	---	--

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事	所在地	東京都世田谷区上馬1-33-16-301
	法人名	株式会社D.pods
業	代表者名	代表取締役 中村 大地
者	事業所名	@コレモ訪問介護
	説明者氏名	

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住	所	
	氏	名	
代理人・代筆者			
*代筆でない場合は記 入不要	氏	名	続柄